

高知地方裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日時

令和3年7月9日（金）午後2時30分から午後4時40分まで

2 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）稲田良吉，上田敏晴，川竹佳恵，鈴木知彦，高松清之，寺村妙，根岸幸弘，船井守，森崎英二（委員長），山崎真人，吉井広幸（敬称略。五十音順）

（事務担当者等）民事部裁判官，事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，総務課長，総務課課長補佐

4 テーマ

民事訴訟のIT化について

5 議事

(1) 委員長選任

委員長選任に関する協議が実施され，委員の互選により，森崎英二委員が委員長に選任された。

(2) テーマについて

ア テーマに関する説明

民事部裁判官から，パワーポイントを使用して，民事裁判手続のIT化をめぐる議論の背景やIT化の主な内容，当裁判所における取組などの説明を行った後，3階304号法廷に移動して，裁判所，原告代理人及び被告代理人の三者間で行われるウェブ会議のデモンストレーションを行った。

イ 意見交換（委員長◎，委員○，事務担当者■）

◎ 皆様におかれましては，それぞれの職場やその周囲においてIT機器や

ウェブ会議等の利用がどのような状況であるかという点、ビジネス等におけるオンラインでのデータのやりとりやファイルの共有シーンとしてはどのようなものがあるかという点、ビジネス等におけるウェブ会議等の利用についてのメリット、デメリットがどのようなものかという点、そして、先ほど見ていただいたウェブ会議システムを利用した手続をさらにより良いものにするためにどのような視点を持つことが必要か、という点について、ご意見をいただければと思います。

先ほどの説明や、デモンストレーションの内容で、改めて確認しておきたい点やご質問などはありますでしょうか。

○ 民事手続に疎いために教えていただきたいのですが、原告が訴えを起こしてから判決や和解といった終局に至るまでのどの部分を、ウェブ会議の方法で行っているのでしょうか。それとも手続全体を通じて行っているのでしょうか。

■ 以前は、まず最初に法廷で口頭弁論期日を開いて、という進行だったのですが、今は双方に代理人弁護士がついている案件は、訴訟の最初から、先ほど見ていただいたウェブ会議システムを利用しての手続を行っていることも少なくない状況です。ただ、訴訟の終わりについては、現在の法律では、法廷で口頭弁論期日を開く必要があります。

○ これまでは、法廷で口頭弁論期日などを開いて手続を進めていたということですか。

◎ もともと、口頭弁論期日という公開の法廷で行う期日以外にも手続を進める方法がありました。そのやり方として、電話でのやり取りが認められていたところ、今ウェブ会議という方法もできるようになった、という状況です。現在はここまできているのですが、これからもっと進めていこうと、先ほどの説明の中にもありました「e提出」ですが、これまで紙で提出していた書類をウェブ上で提出できるようにしようと、そういった話が

進められている状況です。

- 民事訴訟の最初に訴えの提起があつて、最後は判決などで終わる、その全体像についてのIT化はこれからですよと。訴えの提起の部分のIT化は後ろに回っているということですかね。
- ◎ 今現在は、現在の法律に基づく手続の大きな枠組みの中で真ん中辺りの部分、関係者が集まったの議論や、その場での紙の書類による確認をウェブ上でやっ払いこう、ということをやっている状況です。
- 先ほどのデモンストレーションのときに代理人弁護士役の方がいましたが、弁護士の職場環境は、ウェブ会議をするために結構きちんとしていると思うのですが、例えば本人で裁判をする場合、こういう場合も将来的にはウェブ会議を行うことが想定されているのでしょうか。
- 現状を申し上げますと、ウェブ会議を利用するのは、代理人弁護士がついている事件のみとしています。これは、本人訴訟の場合、ウェブ会議の画面上では本人確認が難しいのではないかと、という点があるからです。将来的な方向性は、現在検討中の状況かと思ひます。
- ウェブ会議では、書類をアップロードしておいてそれを共有して見て、ウェブ会議の中で修正したら修正したものはまたすぐにアップロードされて、それを関係者それぞれがダウンロードできると、そういった環境になっているのですね。
- はい。先ほどのデモンストレーションで、エクセルの損害一覧表を画面上に出しましたが、あのファイルはTeams上にアップロードされています。そのファイルを開いて内容を確認し、修正し、修正した一覧表がさらにアップロードされる、ということになります。また、原告代理人や被告代理人は、先ほど見ていただいたようなやり取りの終了後に修正済みの一覧表をダウンロードできます。
- 事案にもよるとは思ひのですが、IT化、ウェブ会議などがない前提で

民事の裁判をすることになった場合、大体何回くらい裁判所に足を運ぶことになるのでしょうか。

■ 裁判の内容にもよるところなので、何とも言えない部分もありますが、1年以内に裁判が終わるとすると、月1回程度、実際にはもう少し少なくなるのではないかとはいえますが、裁判所に来ていただくことになるかと思えます。

○ 例えば、今日デモンストレーションの題材になった交通事故の場合は、大体何回くらいで終わりますか。

■ 交通事故も事故の程度が様々なので一概には言えませんが、先ほど見ていただいた事案は交通事故の中でも比較的軽いものという想定なので、あの事件であれば半年程度で終わるのではないかと、という感覚です。

◎ 裁判はどのくらいの時間がかかるのか、という点は、利用する側からすれば一番大きな関心ごとではないかと思えます。ただ、この点は裁判の内容によって大きな幅があるところです。なお、平均審理期間は1年は切っていたと思えます。

○ 離婚の裁判について話を聞いたときに、1年以上かかっているという話がいくつかあって、結構時間がかかるんだなという印象を持ちました。それで、裁判が終わるまでにどのくらいかかるのか聞いてみた次第です。

◎ 離婚の裁判であれば、そのくらいの時間がかかることもあると思えます。

なお、離婚の裁判は家庭裁判所の担当になっており、現時点ではウェブ会議を行う対象案件ではありませんが、今後裁判所のIT化を進めていく中で、裁判所の手続全体にIT化が広がっていくことになるのではないかと考えるところです。

○ 先ほどご説明いただいた中で、当事者両方に弁護士さんがついている場合はウェブ会議ができるという話があったと思えますが、実は私が所属していた団体でも、コロナを契機として、研究会といった双方向のやり取り

がある会もウェブでやろうということになりました。しかし、会の参加者は年配の方が多く、家庭にIT環境が整っていないという方もかなりいらっしゃる、最終的には自宅からウェブで参加してもいいし、所属団体の建物まで出向いて、そこのホールで大画面で見ながら参加してもいい、という形になりました。何を言いたいかといいますと、ウェブ以外でも訴訟をする道は残っていますよね、ということです。全体としてはIT化の方向でいくけれど、例えば年配の方が本人で裁判をする場合などに、ウェブ以外にも裁判をする方法はあるということで進んでいるのですかね。

- ◎ 今現在は、裁判手続のできるのところからIT化を進めようとしているところですが、ITの利用ができない人の問題というのは、当然出てくると思います。最終的には法制度のあり方になってくるとは思いますが、裁判を受ける権利は国民誰もが持っているわけですから、どのような人も利用できる仕組みにはなると思っています。
- 先ほどのウェブ会議についてですが、一方の代理人が遠方にいる場合は有効だと思うのですが、例えばどちらも同じ高知市内の場合は、ウェブ会議だとかえって面倒くさいのではないかとも思うのですが、その辺りはどうなんでしょうか。
- ウェブ会議を利用している立場から申しますと、全部の裁判をウェブでやっているわけではないので、例えば10時から法廷での裁判があって、10時30分からウェブ会議ということになると、戻って準備しないといけなくなります。そのため、裁判の期日を入れるときには、ウェブ会議でやっている期日が続けて入るような入れ方をしています。私にとっては裁判所に行くことは仕事であり、特に苦ではないので、ウェブ会議は手段の一つではあると思うのですが、ウェブにどんどん移行してほしいというニーズまであるかという、どうかなと。高知の場合、裁判所までが近いのでそう思うのかもしれませんが。裁判所まで距離があると、違うかもしれ

ませんね。

◎ 現状として、高知市内の弁護士同士のウェブ会議というのはあるのですか。

■ はい。最近増えておりまして、どちらの代理人も高知の弁護士という事案でウェブ会議で行っているものが一定数あります。先ほどのデモンストレーションのように、証拠やファイルを同じ画面で見確認できる、というのは、事務所の距離に関係なくメリットであると思っています。

○ 今の点について、実際にウェブ会議を利用されている委員に伺いたいのですが、やっぱり実際に三者で顔を合わせないとうまくいかない、といった場面はないですか。

○ これまでも、電話会議システムというものを利用して電話で同じようなやり取りをする方法があり、実際に裁判所に来て顔を合わせてやる方法と2パターンあったところ、今はそこにウェブ会議が入ってきた、という状況です。コミュニケーションの取りやすさからいくと、一番はやっぱり対面で、その次がウェブ会議、一番遠い感じがするのが電話会議という印象はあります。他に、裁判所に来る場合だと、目的の件とは別の話もできたりするのですが、そういう点はウェブ会議や電話会議だとできない、目的の事件限りという印象があります。

◎ 今、実際に仕事などでウェブを利用されているという方のお話もうかがいたいと思うのですが。

○ 現在、私が参加している会議はほとんどがT e a m s を利用したウェブ会議です。どうしてもウェブでは対応しきれない内容については、対面で行っています。ただ、対面で聞き取りをする場合でも、今はマスクをしているので相手の表情が全然わからない状態での聞き取りになり、逆に不安や難しさを感じています。現状は9割がウェブ会議ですが、内容によっては聞くだけでよいものもあり、そういうものはモバイルを利用して場所を

問わず参加できるという点は便利だと思っています。しかし、エクセルにしてもワードにしても、文書関係はいったんダウンロードして、それから拡大して見るということをしなないと、小さな画面では見づらいので、そういう点では不便だなと思います。いろいろ言いましたが、うちの場合は、全体的に見れば、ウェブ会議になってから会議の出席率は格段によくなっています。

- ◎ 他の委員の方々はいかがでしょう。
- 私の会社でも、対面の必要がない一般的な会議はT e a m s を使用しています。例えば全国の関連会社の担当が一堂にT e a m s で会議に参加したりするのですが、先ほどのデモンストレーションのように、裁判所も原告も被告も1人ずつというような場合は、ある程度顔も見え、コミュニケーションも取れている感じがして、民事訴訟のIT化、T e a m s を利用した裁判の進行というのは極めて有益なやり方だなと思いついて見ました。せつかくIT化を進めるということならば、裁判記録はどこまで紙を主体としていくのか、裁判官というと、どうしてもたくさんの資料を抱えておられる姿が浮かぶのですが、そうではなく、データで資料を保存する時代になれば、このIT化もとても効率性が上がって、経費的にも抑制されるのではないかという気がします。ただ、刑事裁判の場合はなかなかそういう訳にはいかないのかなと。ドラマのような、現実とは離れた裁判物語が浸透してしまうと、あれが裁判だと思ってしまう人がたくさんいるのではないかと思います。私自身、民事の裁判があんなに小さな法廷で行われるところなんて見たことがなかった。そうすると、民事訴訟ってどういうものなの、と言われても、おそらく皆さん、よく目にする刑事裁判の法廷の様子しか頭にないのではないかと。それをIT化するってどういうことなんだろう、と容易には想像できないのではないかと思います。私自身は今日デモンストレーションで具体的に見させていただき、裁判で

も Teams というツールを使って手続を進めていくことはとても価値があるということがわかったので、将来的には非常に楽しみというか、役立つツールになるのではないかという印象を受けました。

- ◎ ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、民事裁判の法廷がテレビに映るのは、おそらく第1回の期日が始まる時や判決のときがほとんどで、大きな法廷に裁判官が黙って座っているという映像で何をしているのかなどはわからないでしょうし、今回見ていただいたような書面による準備手続と呼ばれる場は基本的に公開されていませんので、まず見ることがないと思います。そういう点でも、やはりイメージを持ちにくいかなとは思っております。
- 記録については、最初の説明にもありましたように、フェーズ3までいきますと記録は電子一本化という方向が考えられているところです。まだ現状は紙そのもので、現行法の枠の中で、ウェブ会議で資料のデータの共有ができるようになったという状況にすぎませんが、最終的には全て電子で一本化して、各当事者もそこに直接アクセスできるようになり、大きな記録を持ち歩く必要もなくなるというところを目指しております。
- ◎ 10年近く前ですが、留学で来日した韓国の裁判官が大阪地裁でしばらく研修をされていたことがあったのですが、その当時ですでに、韓国では全て書類は電子提出で、モニターに全部映してやっているとおっしゃってました。日本は、世界的なレベルからいくとIT化が遅れているという状況であり、これから進めていこうとしているわけですが、法制度を変えなくてはいけないという点もあるので、徐々に見直しながらという状況です。
- 電子媒体として記録する記録先は、裁判所に特化したようなクラウドか何かを考えているんでしょうか。
- 現時点でその点についての情報はありません。個人的には、情報セキュリティの観点からも特殊なシステムを構築するのではないかと考えている

ところでは。

- 記録というのは何十年も保存する義務があるんですか。
- 記録の中には当事者が提出した書類や、判決などがありますが、判決は事件が終われば別保存となります。今の制度では、記録の保存期間は5年です。IT化を進めていく中でこの点がどうなるかは未定です。
- 結局は、大事なデータをどういうフォーマットで書き込み、それが100年先も読めるのか、そこがものすごく重要なところではないかと思えます。個人的な経験ですが、職場で25年前ほど前に作成した電子ファイルなどは、例えテキストファイルであっても文字化けして、通常の開き方では読めないのです。Windows 95というのが出たときにあの頃のバージョンで作成したものは全然開けません。だから、そのときはこのフォーマットで大丈夫だと思っても、将来どうなるかというのはわからないのではないかと。日本は遅れているのかもしれませんが、紙の文化で、それこそ奈良時代の文書が残っていて読むことができる、そういう点はすごく重要じゃないかと思えます。裁判記録と同一視はできないとは思いますが、結構注意すべき点ではないでしょうか。
- ◎ 委員の職場では、電子データでのやり取りはされるのですか。
- もちろん電子データでのやり取りはしますが、おそらく今でも、いろんな会議の記録などは印刷して、古いものは倉庫に移動するなどして保存していると思います。電子データで全てとなると、フォーマットの問題と、記録先ですね。安全な記録先というのはなかなか難しく、10個くらいのハードディスクやSSDなどにコピーを作ったとしても、将来どうなるかわからない。焼失とか盗難などに遭えばあれですけど、やっぱり一番重要な部分は紙で、というのが安心なのではないかと思えます。電子データにすれば検索がかけられて、あっという間に欲しいデータが見つけれられるという利点はありますが、それも時代が10年、20年経ってくると、過

去の文書に対しては検索がうまくいかないということになってくる可能性もあるのではないかと。この辺は日本全体の問題なのかもしれませんね。

- 自分の職種でも記録の保存は5年で、それを過ぎたら廃棄しても構わないとなっています。よく問題になるのは、子供が大人になって病気になったときに過去の記録がないとか、母親が出産時に何か処置を受けたか知りたくても記録がない、などです。また、紙媒体は確かにいいのですが、私が昔いた職場で、戦後すぐから40年間、50年間の紙媒体が倉庫にいっぱいあって、欲しいものが探せないということがありました。紙媒体の場合、保存するスペースのこともありますし、年数が経てば紙もぼろぼろになって読めないとか、うちの場合は、昔の書類は現在職場で主に使用されている外国語と違う外国語で書かれており今読める人がいないとか、そういう問題もあります。紙にしても電子データにしても、個人の記録を残すというのは本当に難しいと思います。どういう風に記録を残すかということは自分の職種でも非常に大事なことではあるけれども、どうするか悩んでいるというのが現状です。

記録のうち、レセプトは20年くらい前からオンラインです。自分のところも勧められて導入したのですが、そのとき「個人情報保護のために、回線はこれ専用にしてください。」と言われました。結果、すでに回線を持っているにも関わらず、月に1回の1分程度の送信のためだけに新しく別の回線を設けることになりました。

ちなみに、うちの職種でも、若い人は電子に慣れて、紙で対応しなければいけない場面にあたると「紙の資料なんか書いたことがない。」「紙で書かなければいけないのか。」と言われるような状況です。また、今は個人情報の取扱いが慎重になっており、うちの職種でも個人名は出さないという取扱いをしているところもあります。電子化した場合にどれだけ個人情報を守れるのかということもあり、流れとしてはIT化を進める方向で

はありますが、現実としては紙媒体と電子化、さらに個人情報の問題がせめぎあっている状況ではないかと思います。

○ 私の会社では、現在DX（デジタルトランスフォーメーション）で本格的に全社の最適化、売り上げから請求、勤怠管理まで全てをデジタル化をするべく取り組み始めたところです。うちの業界は関わる人数が大変多い業界で、現場の責任者や会社の社員も以前はLINEなどでやり取りしていたのですが、個人の携帯電話でのやり取りという問題もあって、現在は主要な社員に会社からスマートフォンを配って、できるところをどこまでやるか検討しているところです。また、四国内の事業所は、Zoomでの会議ができる環境を整えているのですが、まだ本格運用までには至っていません。お客さんとのやり取りについては、これまで集まって行っていたものはほぼZoomを中心としたウェブ会議になっており、これまで出張していたものが行かなくてよくなったことで効率化は図れているのかな、ということは感じます。ただ、これまでであれば出張した先で懇親会があり、そういう場で大事な情報を得ることが結構あったのですが、そういう機会がなくなったのはデメリットかなと感じるところです。この辺りをIT化でどう上手に対応していくか、また、対面でやるべき部分はやはりありますので、IT化が全て良いというわけではなく、それぞれ良い部分、悪い部分をきちんと判断しながら使い分ける必要があるな、と思っております。

◎ 裁判所も最後は人と人の部分になりますから、対面を抜きにすることは絶対にならないだろうな、と思うところです。

○ 従業員に対して、特にフォローするときなどは、直接会って気持ちを伝えるとそれだけでも全然違いますので、やはり対人関係に関することは直接会うことを今でも重視しています。県外でも出向きます。

◎ 裁判所でも、例えば家裁の家庭内の問題の案件では対面をはずすことは

できないのではないかと思いますし、民事の裁判で客観的な事実を詰めていく作業は、ウェブ会議でもなじみやすいと思います。メリット、デメリットも考えながら、全体として進めていくことになるのだろうなと思うところです。

- 私の所属団体の状況を紹介させていただきます。私の所属団体では、コロナ禍以前は、中四国規模の会議は全て集合型でした。それが、現在はほぼウェブ会議になっています。また、2年ごとに行われる講習会もオンライン講習になっています。これが現在だけで、コロナ禍が終息すれば元に戻るのかどうかはわからないのですが、例えば試験の申込みは、去年はオンライン申込みと事務所の申込みが可能だったのですが、今年はオンライン申込みのみとなるなど、少しずつ変わっています。

私個人の仕事としては、図面を描くソフトはある程度ごとにバージョンアップしていかないと前の図面が全然見られなくなるため、その点に困っています。ずっと前の図面を同じコンピューターで見られないというのは不便です。図面は紙で残しているものもありますが、データがあると何が便利かという、定期報告などで既にできている建物の図面を使わないといけないときがあるのですが、その際データがあると手間が全然違います。また、申請書を提出する際、これは数年前から申請プログラムという有料のプログラムがあり、それを使って出すこともできますし、紙でも出せるのですが、データを付けて申請すると申請料が数千円安くなるという制度があります。あと、コロナ禍で進んだことといえば、大手メーカーが新製品を発表すると、その発表会や、専門家を呼んでの講習会などを開くのですが、これまでは高松などに出向いていたのが、ほとんどウェブになりました。他にメーカーがウェブ上で見学会を開くなど、そういう部分はどんどん進んでいると思います。

1つ質問ですが、裁判を申込みときは紙なのですか。

◎ 現時点では、紙で訴状という書面を出すことになります。IT化の目標としては、オンライン申立てもできるようになることを目標にしていると聞いています。

○ 私たちの場合も、データもありますが、図面もあるので、1つの書面を作るのに、大きな図面をA4サイズに折るなど、紙の書類では相当分厚くなることがあります。また、申請書に印鑑を押すといった部分は、まだ変わりそうにないかなという気がしています。

ただ、書類に関しては、これまでは、いろいろな手続の書類を協会などに買いに行かないといけなかったのが、今はほとんどインターネットでダウンロードして使用することができるので、そういう面は楽になったと思います。

◎ そろそろ予定の時刻となりました。委員の皆さんからいろいろな話をうかがうことができ、非常に刺激を受けることができました。本日の意見交換は、ここで終了したいと思います。ありがとうございました。

6 次回開催予定

(1) 開催日

令和4年1月28日(金)

(2) テーマ

裁判所における広報について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室